

## 知的財産の取扱いに関する Q&A

原子力発電環境整備機構（NUMO）

2026年1月26日

Q1. NUMO の知的財産権の取扱いについて、考え方を教えて欲しい。

A1. 原子力発電環境整備機構（NUMO）では、最終処分事業の安全な実施並びに経済性・効率性の向上を目的として技術開発を実施しており、その費用は、発電用原子炉設置者等から納付された拠出金を積み立てた最終処分積立金から充当されています。

この拠出金については、電力会社のお客さまに電気料金の一部としてご負担いただいていることに鑑み、技術開発によって得られた知的財産権を含む成果は、NUMO に帰属することを基本としています。こうして得られた技術開発の成果については、技術報告書、学会発表、論文投稿等を通じて積極的に公表し、当該技術の広範な活用を促進するとともに、第三者による権利化を防止することを基本としています。

ただし、受託又は共同研究をご検討いただく事業者様のご要望（例：事業者様既有ノウハウの保護又は共同研究のように双方の成果を共有すべき業務の性質等）がある際は、柔軟に協議の上で契約を締結させていただき、それに従って対応いたします。

Q2. 技術開発の成果に事業者側が保有するノウハウが含まれているので、該当部分は秘匿してもらえるか？

A2. 委託契約あるいは共同研究契約において、事業者様が保有するノウハウの秘匿に関する条項を設けております。成果に既有ノウハウが含まれる場合には、ノウハウに該当する範囲をご指定いただき、当該条項の適用可否について NUMO と協議いただくことになります。協議の結果、秘匿に関して合意した内容については、別途覚書等の契約を締結させていただき、当該範囲については技術報告書、学会発表、論文投稿等による公表を行いません。

Q3. 技術開発の成果報告に事業者側のノウハウが含まれており、そのノウハウ活用等のため、特許又は実用新案を取得したいのだが、それは可能か？

A3. 委託契約あるいは共同研究契約において、知的財産権の帰属について協議できる条項を設けております。当該条項に基づき、特許又は実用新案の取得を希望される場合は、NUMO へ申し出でいただければと存じます。事業者様と NUMO で協議の後、特許又は実用新案を受ける権利を事業者様と共有すること又は事業者様へ譲渡すること及びその際の扱い等を NUMO 側で検討いたします。

ただし、NUMO が当該成果を活用する場合又は NUMO から受注した契約において第三者が当該成果を活用する場合には、当該成果を無償で使用できる旨の覚書を締結いただく必要があります。

以上